平成２２年（フ）第１３１号
福島県いわき市田人町旅人字横川23番地、前住所宮城県名取市閖上２丁目１番21号
債務者　荒川　好男
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１００５７号
東京都江戸川区西小松川町12―５
債務者　國府田壽美子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００９０号
東京都三鷹市中原４丁目17―１―411
債務者　太田　榮治
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００９１号
東京都調布市富士見町２丁目23―１―108
債務者　東山　一人
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００１０６号
埼玉県川口市芝新町10―12―301
債務者　杉澤　真理
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００１０７号
神奈川県横浜市青葉区梅が丘30―１―105
債務者　村松美代子（旧姓涌井）
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００１０８号
神奈川県相模原市南区文京１丁目18―６　ベルメゾンＴ303
債務者　森山慧蓮こと　尹　　慧蓮
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００１１１号
東京都あきる野市三内167―１―206
債務者　浦地　玉次
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００１１２号
東京都世田谷区玉堤１丁目14―16　田中荘Ｃ棟202
債務者　石田　　満
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００１１３号
東京都八王子市片倉町1711―１―205
債務者　中西　憲一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００１５１号
東京都府中市本宿町４丁目13―11―201
債務者　飯塚　文夫
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００１５２号
東京都豊島区西池袋４丁目６―12―２Ｆ
債務者　笠間　珠美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００１５３号
埼玉県入間郡三芳町みよし台７―９―203
債務者　木本　晴美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００１５４号
東京都東久留米市本町１丁目15―２
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００１５５号
千葉県市原市椎津1035―３―205
債務者　千葉　正一
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００１５６号
千葉県市原市椎津1035―３―205
債務者　千葉あかね（旧姓桑折）
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部